

「岩倉市子ども・子育て支援事業計画」変更内容一覧

変更の内容	経緯・理由	該当 ページ
【4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込と確保方策 （10）利用者支援事業】 当初計画の量の見込みと確保目標量の型の名称を「母子保健型」を令和6年度から「こども家庭センター型」に変更する。	【4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込と確保方策 （10）利用者支援事業】 令和4年度の児童福祉法等の一部を改正する法律において、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、こども家庭センターの設置に努めることになり、令和6年度に「こども家庭センター」を設置したことに合わせて変更する。 当初計画の量の見込み量と確保目標量の変更はなく、名称を「母子保健型」から「こども家庭センター型」に令和6年度から変更するもの。	61 p - 62 p
【4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込と確保方策 （12）養育支援訪問事業】 これまで「養育支援訪問事業」として実施していた家事・子育て等の支援を「子育て世帯訪問支援事業」に移行し、専門的相談支援である「養育支援訪問事業」を新たに実施するもの。	【4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込と確保方策 （12）養育支援訪問事業】 令和6年度に「こども家庭センター」を設置したことにより、子育てに困難を抱える家庭に対する具体的な支援を拡充していくため、新たな市町村の事業として、専門的相談支援として「養育支援訪問事業」、家事・子育て等の支援として「子育て世帯訪問支援事業」を創設することに伴って変更するもの。 子育て世帯訪問支援事業は養育支援訪問事業から移行したため、量の見込みと確保目標量は元の養育支援訪問事業と同数とし、新たに養育支援訪問事業の量の見込と確保目標量は令和5年度に本事業と同様の訪問を行った回数から利用者数を見込んだ。	64 p